

誓約書

津田塾大学 学長殿

私は、2022年度 津田塾大学（以下「本学」）主催 春期語学研修（以下「研修」）に応募、参加するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

【研修への応募および参加に際しての誓約事項】

- ・日本での事前研修・事後研修、および現地研修に全日程参加すること。
- ・研修参加における申込金、および残金の支払いについては、必ず定められた期日までに対応すること。
- ・参加に必要な諸手続き、ならびに書類の提出は、定められた期日までに完了すること。
- ・研修への参加が認められた場合には、出入国を含む現地研修期間中の事故等への対応のため、日本出発から帰国日まで、本学の指定する海外旅行保険および危機管理支援サービス（OSSMA）へ加入すること。
- ・往路復路ともに、本学が指定するフライトに搭乗すること。搭乗できなかった場合の損害および損失について、本学に対してその責任を追及しないこと。
- ・渡航前から帰国後まで、体調の自己管理に努めること。健康状態に何らかの異変が生じた場合は、速やかに本学に申し出ること。また、現地研修中に異変が生じた場合は、研修先のコーディネーター（及び引率者）にも速やかに申し出ること。
- ・留学中は、留学先および本学が定めた住居に滞在すること。
- ・研修期間中は研修先大学の諸注意ならびに指示を遵守し、コーディネーター（及び引率者）に従うこと。
- ・研修期間中は本学からの派遣生であることを自覚し、他者に迷惑をかけないように品位と矜持を持って行動の上、学業に精進すること。
- ・研修期間中は滞在各国の法令、本学および研修先大学の規則を順守するとともに、現地の社会秩序、公序良俗に反しないこと。
- ・研修先の国または地域では、原則、自己の責任において危機管理を行うこと。特に、渡航時や帰国時、研修・団体行動を離れる休日（研修の設定されていない時間）の活動については、自己の責任において行動すること。
- ・研修期間中、自然災害、テロ災害、航空機等交通機関にかかわる事故、ならびに前記以外の人為的、不慮不可抗力による事故、あるいは本人の故意または不注意によって（本人の持病に起因するものを含む）によって生じた損害や損失について、本学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。
- ・研修先の国または地域の治安・状況によっては、本学、研修先大学、または日本国政府いずれか1機関のみからでも研修の中止・延期または帰国を指示することがあることを理解し、

その場合は速やかに指示に従うこと。また、その場合でも、納入した研修関連費用については返金されない場合があることに同意すること。

- ・個人情報について、国際センター、所属学部・学科、本学が指定する旅行会社、保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、研修先大学、関係省庁および在外公館が、事故時の対応、学生および保証人との連絡、研修の運営のために共有、利用することに同意すること。

- ・研修先で取得した成績情報や生活面の情報等の個人情報を、研修の運営のため、または学生の安全を守るために、本学が研修先大学から提供を受けることに同意すること。

- ・所定の期限以降に参加を辞退する場合は、辞退理由を問わず、「旅行条件書（要旨）」上のキャンセル期間に応じたキャンセル料を支払うこと。

- ・研修前および研修期間中に、この誓約書に記載された事項に違反するなどして、本研修の参加者として不適格であると研修先大学または本学が判断した場合に、両大学は本研修への参加資格を取り消す権利を有している。参加許可を取り消された場合であったとしても、異議申し立ては行わず、また、「旅行条件書（要旨）」上のキャンセル期間に応じたキャンセル料を支払うこと。

【新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」）の影響下における研修への応募および参加についての誓約事項】

- ・本研修は、受注型企画旅行での催行を前提としており、研修先国および地域の状況が、外務省の定める危険情報ならびに感染症危険情報において、レベルが2以下である場合に実施することとする。参加者募集の段階において、研修先国および地域の危険情報ならびに感染症危険情報レベル、また、参加希望者数に鑑み、受注型企画旅行での催行可否を判断する可能性があるが、催行否の場合であっても、異議申し立てを行わないこと。

- ・参加者募集後、受注型企画旅行での催行可となった際も、その後の研修先国および地域の危険情報ならびに感染症危険情報レベルに応じて、もしくは状況の変化に応じて、本学および本学が指定する旅行会社が研修中止と判断した場合でも、「旅行条件書（要旨）」上のキャンセル期間に応じたキャンセル料を支払うこと。

- ・原則、コロナウイルスの3回目のワクチン接種が完了しており、その証明書を本学に提出すること。

- ・出発日前に所定のPCR検査の受検が課されている場合は、自身で予約の上、出国の際に必要な陰性証明書を入手すること。また、その際の費用は自己負担とすること。

- ・現地研修中にコロナウイルスに罹患した場合は、速やかに本学、研修先大学、旅行会社、危機管理サービス会社に申し出ること。また、隔離措置に伴う宿舍費等、コロナウイルス罹患にかかわる全ての費用は自己負担とすること。

- ・現地研修中の授業形態が、オンラインに変更になる場合があることに同意すること。

- ・日本政府による日本入国時の検疫措置に従うこと。自主待機・PCR検査等が必要な場合に、かかる全ての費用は自己負担とすること。
- ・コロナウイルス感染症の罹患を含み、研修前・研修中・研修後にいかなる損失、支障が生じた場合においても、本学にその責任を追及しないこと。

【ディーキンプログラム（以下、本プログラム）への応募および参加に際しての誓約事項】

- ・本プログラムでは、参加者の滞在先としてホームステイを手配予定となるが、ディーキン大学の付属語学学校（以下、先方）の都合により、キャンパス内の寮滞在に変更になる場合があり、その際、滞在費について差額が生じた場合は、別途自己負担となることについて同意すること。
- ・本プログラムにおいて、ホームステイ滞在中にコロナに罹患した場合、症状が重症化しない限り、原則は同じステイ先での療養となることについて承諾すること。この点と併せて、下記についても同意すること。
 - 帰国日前日までに、先方の担当者にホームステイ先の延泊を自身で申し出ること。
 - 延泊の場合、ホームステイ費用が日割りで計算される。帰国後に自身で先方とやり取りを行い、係る費用を自己負担の上、精算すること。
 - 延泊中、嗜好品の購入等、ステイ先のファミリーが対応できない場合は、自身でUber等を利用の上、対応すること。
 - 延泊中、症状に関して自身でステイ先のファミリーに伝えること。
- ・本プログラムの参加者は、先方の提供する一般英語コース（General English Course）で、他大学の学生と共に授業を受けることになる。クラスのレベルによっては、日本人の学生の参加比率が高くなる場合があることを了承すること。

●学生の署名 および 捺印欄

年 月 日

学部／学科／学年	
学籍番号	
氏名	印

※裏面に続く

保証人は、1～3ページに記載の誓約事項に同意し、学生本人が1～3ページに記載の誓約事項を遵守することを保証します。

●保証人の署名 および捺印欄

年 月 日

保証人住所	
保証人電話番号	
保証人メールアドレス	
続柄	
保証人氏名	印